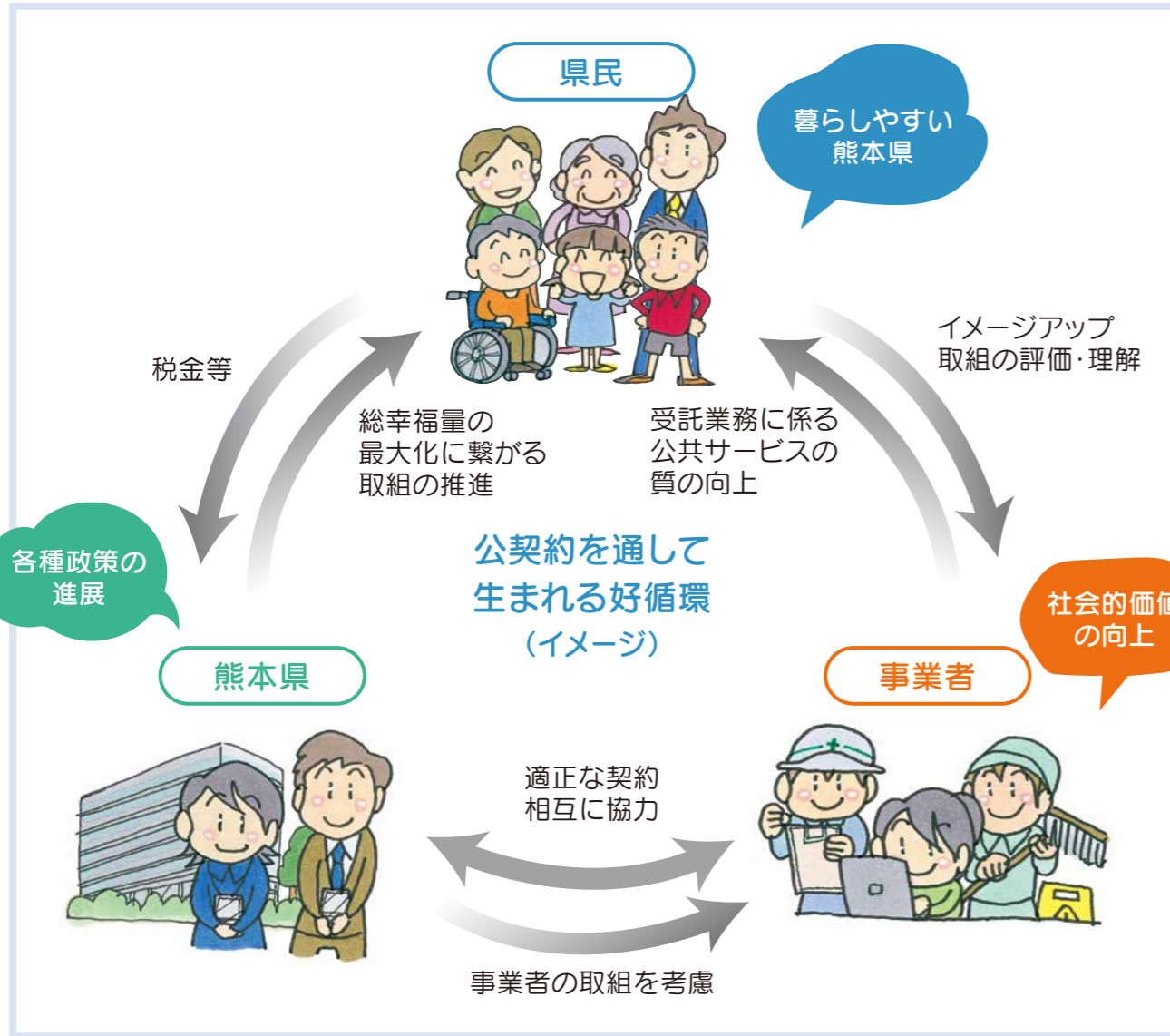


基本理念に沿った取組の充実を図ります! /



- ・労働環境の整備
- ・雇用の確保
- ・多様な人材の活躍
- ・県内事業者の受注機会の確保
- ・地域経済の振興
- ・SDGsの17のゴール達成
- ・環境配慮
- ・社会貢献活動 など

公契約を通して、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めていきます!

皆様の御理解と御協力をお願いします。



問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課
TEL096-333-2581 FAX096-381-9010

詳しくはこちらから

熊本県 公契約条例



県民みんな



幸せに!

熊本県の「公契約条例」ってなに?



「持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例」が施行されました。
(令和5年(2023年)4月1日施行)

熊本県

Ans.

熊本県と事業者が結ぶ契約に関する条例です。

具体的には・・・(条例第3条)

基本理念 1

契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

公契約は、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければなりません。

① 契約の透明性の確保

公契約は、公正で、経済的であることが求められます。公契約の内容や結果を県民に明らかにすることで、不正行為の防止にも繋がります。

【例】発注見通しの公表、入札・落札に関する情報の公表 など

② 競争の公正性の確保

契約の性質や目的を踏まえた適切な入札・契約方法を選択するとともに、契約を適正に履行できる能力を有する者を確実に選定していきます。

【例】原則一般競争入札、適切な事業者の選定 など

③ 談合その他の不正行為の排除

談合等の不正行為は、公正かつ自由な競争や予算の適正な執行を阻害し、県民の利益を損ねることから、毅然とした対応を行います。

【例】指名停止等の制度の周知・実施、談合の排除・防止 など



基本理念 2

総合的に優れた内容の契約の締結

公契約は、その履行により提供されるサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、総合的に優れた内容とする必要があります。

① 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止

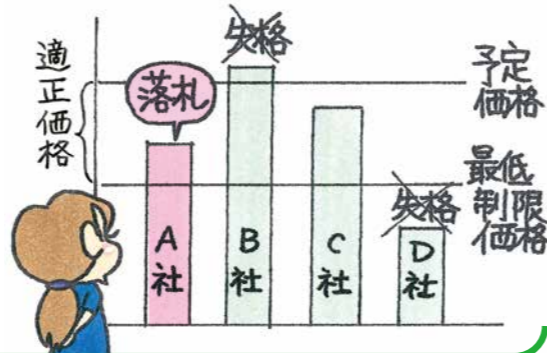
適正な履行が見込まれない金額による契約の防止に取組み、各種制度を適正に活用します。

【例】予定価格の適正な積算、契約の内容に応じた低入札価格調査制度や最低制限価格制度の適用 など

② 価格以外の多様な要素の考慮

契約の方法は、一般競争入札が原則ですが、契約の内容によって、公平性と公正性に留意しつつ、価格以外の多様な要素を考慮します。

【例】契約の内容に応じた総合評価方式、プロポーザル方式等の採用 など



熊本県と事業者等の責務、契約のあり方や基本的な考え方について定めています。

基本理念 3

誰もが安心して働き続けられる 労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

公契約は、労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じた内容でなければなりません。また、県内事業者の受注機会の確保が図られるとともに、これらに係る事業者の取組が勘案されたものとします。



① 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備

公契約の適正な履行のためには、良好な労働環境の整備等により労働者の確保が図られることが重要です。事業者の法令順守はもとより、安定した雇用・労働環境の向上を図ることができるよう進めていきます。

【例】労働関係法令遵守の働きかけ、適正な履行期間の設定 など

② 県内事業者の受注機会の確保

県内中小企業者の受注機会の増大について、引き続き取組を進めていきます。

【例】県内事業者からの調達への推進、新事業支援調達制度による調達推進 など



③ 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案

④ 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する取組の勘案

③、④については、次のような事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進につなげていきます。

- ・持続可能な雇用環境の実現に資する取組
- ・誰もが安心して活躍できるような取組
- ・県産品の利用を促進する取組
- ・地域経済の振興に資する取組 など

基本理念 4

事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

次のような事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進につなげていきます。

- 【例】・SDGsの達成に向けた取組
- ・環境に配慮する取組
- ・社会貢献の取組 など



責務

(条例第4条、第5条)

県の責務：基本理念にのっとり、必要な取組を推進
事業者等の責務：法令遵守・適正履行・
公契約に関する取組への協力

持続可能な社会の実現

事業者等との協力

(条例第6条)

県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進